

【在学中の諸費用について】

1. 学校納付金について

①入学料

2,100 円

○入学の許可に係る手数料です。

①授業料

○2025 年度の授業料の額は、年額 32,400 円（月額 2,700 円×12 ヶ月）(※)です。

○保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額（政令指定都市に市町村民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額）で計算される算定基準額が 304,200 円未満(※)の世帯では、手続きをすることで国の就学支援金の対象となり、授業料が無償となります。

(※)額は、2024 年度のものであります。改定等があれば、別途お知らせします。

手続き（申請書、所得証明書の提出等）についての学校からの連絡にはご注意ください。

②独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金(公費)

○学校の管理下で生徒が事故等に遭った場合、医療費等の給付を受けるための経費です。

③学校徴収金(諸費)

校外学習費・・・校外学習にかかる経費です。

特別活動費・・・写真代や芸術鑑賞、学校祭等の行事にかかる経費です。

生徒会費・・・生徒会の諸活動や部活動に要する経費です。

後援会費・・・本校の教育活動を後援するもので、入学時に納入をお願いしています。

修学旅行積立金・・・3年次に実施される修学旅行費用のための積立金です。

(単位：円)

学校納付金の内訳		1年次	2年次	3年次	4年次	
公費	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金	880	880	880	880	
	小計	880	880	880	880	
諸費	年次費	5,500	5,500	5,500	5,500	
	内訳	校外学習費	3,000	3,000	3,000	3,000
		特別活動費等	2,500	2,500	2,500	2,500
	生徒会費	1,000	1,000	1,000	1,000	
	後援会費	1,500				
小計	8,000	6,500	6,500	6,500		
費	修学旅行積立金 (参加希望者のみ)	4月入学	30,000	40,000	20,000	0
		10月入学	20,000	40,000	30,000	0
年合計(4月入学)		38,880	47,380	27,380	7,380	
年合計(10月入学)		28,880	47,380	37,380	7,380	

※年次費は、年度内に残額が生じた場合は、次の年度に繰り越すことがあります。

④納付について

○授業料と学校諸費の納期限は、年4期（4月、7月、10月、1月）に分けて納入していただく

きます。授業料を一定期間滞納すると延滞金が発生します。

年間納付期限

期 別	第 1 期(4 月入学)	第 2 期	第 3 期(10 月入学)	第 4 期
納付期限日	4 月 20 日	7 月 20 日	10 月 20 日	1 月 20 日

2. 就学支援制度等について

①高等学校等就学支援金制度

○この制度は、次の要件に当てはまる生徒の授業料を、国が保護者等に代わって負担するものです。返済の必要はありません。新1年生は、前期入学時(4月・7月)・後期入学時(10月)に手続きが必要です。(以後、毎年7月に手続きが必要です。)

申請書を期限内に提出しなかった場合や、支給対象とならなかった場合には、授業料を支払う必要があります。

○支給対象要件

- ・保護者(親権者)の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額(政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額)で計算される算定基準額が304,200円(2024年度のもの)未満であること。年収で概ね910万円が目安となりますが、扶養などの条件によって変わります。
- ・父母とも所得がある場合は、合計の額となります。
- ・高校に在学した期間が、定時制課程の場合は、48月を超えていないこと。
- ・各人のスマートフォン等からオンライン申請すること。

○オンライン申請手順(新規登録の場合)

- (1) e-Shien にログインします(QRコードを読み込ませるかURLから入る)。
- (2) ID、パスワードを入力します
- (3) 申請の意思を登録します
- (4) 受給資格認定を登録します ⇒ マイナンバー等を入力します
※継続登録の場合は、継続の意思の登録を行います。(7月以降の認定者の方)
※保護者等に変更がある場合は、事務室まで連絡ください。

○必要なマイナンバー情報の種類(主なケース)

- (1)未成年者の場合・・・親権者のマイナンバー
- (2)成人で保護者等が扶養している場合・・・扶養者等のマイナンバー
⇒本人の健康保険証(写し)の提出が必要
- (3)成人で保護者等が扶養していない場合・・・本人のマイナンバー
⇒本人のマイナンバーカードをシステムに読み込ませる必要があります
- (4)生活保護受給者は、マイナンバー情報は不要です(システム外で入力)
⇒生活保護受給証明書の提出が必要

②授業料支援金制度

就学支援金制度が所得超過により不認定となった方(2025年度は2年生以上が対象)については、オンライン申請により授業料が無償化となります。

③その他の授業料支援制度

(1) 学び直し支援金制度(最長24か月)

高校等を中退した後に再入学・編入学した場合で、就学支援金の支給期間(48月)を超えたために就学支援金が支給されないときは、就学支援金と同様の手続きをすることにより、国からの授業料相当額の「学び直しの支援」(最長24ヶ月間)を受けることができます。

(2) 卒業支援のための授業料免除制度(卒業までの1年以内)

府立高校において、原級留置等により、就学支援金制度の期間制限を超過し、学び直し制

度の対象とならない生徒の卒業（1年以内に卒業見込み）を支援するため、授業料を免除されることがあります。

(3) 家計急変への支援制度

就学支援金の支給要件を満たしていない場合でも、保護者の失職や倒産などにより家計が急変して授業料の納付が困難なときは、授業料減免制度が適用されることがあります。

上記いずれかに該当する場合は、事務室等にご相談ください。

3. 奨学のための給付金制度について

○この制度は、保護者全員(父母の両方)の「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税の世帯、または、生活保護受給世帯に、授業料以外の教育に関する経費に充てるために支給されるもので、返済の必要はありません。

○支給額

- ・非課税世帯 122,100 円(※)
143,700 円(※) (同じ世帯に兄弟姉妹が中・高校等に在学している場合等)
- ・生活保護世帯 32,300 円(※)

(※)額は、2024 年度のもので、改定等があれば、別途お知らせします。

○添付書類

下記いずれかを添付してください。

(1)住民税課税(非課税)証明の原本(全部事項を記載したもの、コピー不可)

(2)生活保護受給証明書の原本(コピー不可)

その他、振込み口座の通帳写し等

○前期 4 月入学の申請手續については、6 月下旬(7 月申請)に学校からご案内します。

○後期 10 月入学の申請手續については、7 月 1 日在学が支給要件であるため 1 年次での申請はできません。2 年次からの申請となります。

4. 諸証明の発行と諸届について

(1)生徒証は定期券を購入するとき、「学割」を利用するとき、考査を受けるとき、本校図書室で本を借りるときに必要な証明書です。紛失等がないように大切に保管してください。

(2)各種証明書の発行は、原則、申込日の翌日です。必要の都度、事務室に来てください。

①在学証明書は「証明書発行願」に必要事項を記入して申し込んでください。

②学生生徒旅客運賃割引証(学割)は片道 100km を超える区間を旅行するときに利用できません。

「学割証交付願」に必要事項を記入して、保護者、担任の承認を受けて申し込んでください。

(3)住所、氏名、電話番号(携帯電話)、通学経路、保護者などに変更があった場合は、所定の届出用紙を事務室に提出してください。

なお、住所の変更があった場合はマイナンバー記載のない住民票を、氏名変更があった場合は戸籍謄本(抄本)等を添えて、生徒証と一緒に事務室に提出してください。

5. 教科書代

○各自が選択した科目ごとに購入していただきますので、負担額は一律ではありませんが、過去の実績から年間の負担額は概ね 5,000 円~10,000 円となっています。

6. 実習費

○下記科目を選択した方には、別途、実習費を徴収します。

<フードデザイン：4,000 円、その他の家庭科：実費相当額>